

観 企 第 4 号
平成29年 6 月 23 日

県内各市町村観光主管課長
県内各市町村市民活動支援主管課長
各局総務室長
各地域県政総合センター所長
企業庁企業局総務室長
議会局総務課長
教育局総務室長

様

神奈川県産業労働局観光部観光企画課長
(公 印 省 略)

自治体等が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて
(通知)

平成28年 6 月 14 日付け観企第 8 号で「ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱」について通知したところですが、県内自治体等が関与するツアーの実施において、旅行業法上適切な取扱いとは言えないものが認められました。

つきましては、ツアーの実施に関与される場合は、次の留意事項を踏まえ、旅行業法に基づき取り扱われるようお願いいたします。

また、関係団体等が同様にツアーの実施に関与される可能性がある場合は、当該団体等への周知についても、併せて、御協力くださるようお願いいたします。

なお、今後、ツアーの実施に関与することを検討されており、旅行業法に基づく取扱いに不安がある場合は、ツアーの内容がわかるもの（企画書・募集案内等）を御提出いただければ、その内容を確認させていただきますので、申し添えます。

○留意事項

- 1 「報酬を得て、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うツアーの実施等」（旅行業法第 2 条）を行う場合は、旅行業者が取り扱う必要があります。

- ※ ツアーの実施者が、地方自治体・非営利団体等の場合であっても、例外にはなりません。
- ※ 経済的収入を得ていれば、「報酬」となります。
- ※ 行為と収入との間に直接的な対価関係がなくても、相当な関係があれば、「報酬」を得ていると認められます。

2 旅行者又は旅行者代理業者以外の者（オーガナイザー）が旅行者の募集に関与する場合の取扱いについては、別添「旅行業法施行要領（平成17年2月28日付け国総旅振第386号）第1 定義（法第2条）」における「2 企画旅行契約（法第2条第4項）3）」等を参照してください。

- ※ 旅行者の名において旅行契約を締結する場合でも、オーガナイザーにおいて申込みを受付け、旅行代金を収受する行為は、無登録営業となります。
- ※ 相互に日常的な接触のある団体内部で参加者が募集され、オーガナイザーが当該団体の構成員であることが明らかな場合におけるオーガナイザーによる参加者の募集であれば、企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とはなりません。

問合せ先
観光戦略グループ 南、齊藤、千葉
電話 (045)210-5765 (直通)